

「ICT活用工事（舗装工（修繕工）」試行運用の 開始について ～お知らせ～

令和3年10月
山口県

ICT活用工事については、平成29年7月から試行運用を開始し、対象工種の拡大や、ICT施工技術の部分活用を可能にするなど、普及推進に取り組んでいるところです。

この度、一層の普及を図るため、対象工種に「舗装工（修繕工）」を追加しましたのでお知らせします。

1 対象工事

ICT舗装工（修繕工）の対象は、「舗装工事」として発注された工事のうち、舗装面積1,000m²以上の「切削オーバーレイ工」を含む工事とする。

2 適用基準日

令和3年10月15日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、条件付き一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和3年10月15日以降に入札参加者資格審査結果を通知するものに適用する。

3 試行要領等

1) 山口県技術管理課ホームページ内「ICT活用工事について」に掲載。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/ict/ict.html>

2) 工種分類

○ICT舗装工

舗装工のうち路盤工を含む「新設」もしくは「打換え舗装」のICT活用工事を「ICT舗装工」という。

○ICT舗装工（修繕）

舗装工のうち「切削オーバーレイ工」を含むICT活用工事を「ICT舗装工（修繕工）」という。